

1. **主権の権力から生命についての権力へ**

➤ 今回明らかにしたいこと

- どのようにして人種という主題が、消滅していくかではなくて、国家人種主義というものに取り込まれるようになるか
= 国家人種主義の誕生、について

➤ 19世紀に起こった重要な現象

- 権力による生命の負担とでもいうべきもの
= 権力による生きものとしての人間の把握、生物的なものの国家化（と言ってもいいようなものへ向かう傾向）

➤ 主権の古典的理論

- 生殺与奪権
 - ・ 根本的属性の1つ
↓ 理論的なレベルでも奇妙な権利。よく考えてみると…。

2. **生きさせることと死ぬに任せること**

➤ 主権者に生殺与奪権があること

- 主権者は、死なせることと生きるに任せることができる
- 臣下は、権力に対して完全な存在ではない（=生きてもいないし死んでもいない）
→ 生と死という観点からすれば、**主体は中性的なもの**なのです。そして臣下に**生きる権利があるか、場合によっては死ぬ権利があるかどうかは単に主権者が決めること**なのです。とにかく臣下の生と死は、**主権者の意志の結果としてしか権利にはならない。**（P240, L10-13）
↓ これはつまり…。

生命に対する主権的権力の効果は、主権者が殺すことができるときにしか行使されない
= 生殺与奪の権利の本質そのものを担っているのは、**殺す権利！！**

↓ つまり…。

死なすか、それとも生きるに任せるか、という権利

3. **人間-身体から人間-種へ：生権力の誕生**

- 19世紀の政治的権利の最も巨大な変化

- ・ 新しい別の権利が、生殺与奪権を補完したこと
↓ 形作る
- ・ 生殺与奪権とはまったく正反対の権力が生まれたこと
生き「させる」、そして死ぬに「任せる」権力
↓ **新しい権利、とは？**
生かし、死ぬに任せる権利

- 生殺与奪権の変化

- ・ 17世紀～18世紀：生殺与奪権について

社会契約のレベルで契約が結ばれるのは、人々が危険や必要に迫られているから。
生きていけるように主権者を構成する。

=主権者の権利を創出するのは**生命**

→これはどのようにして、政治思想の領域、政治権力の分析の領域で、**生命の問題が問題化しはじめているかをよく表しています。**(P241, L16-18)

↓**権力のメカニズムやテクノロジーをみていくと…。**

- ・ 17世紀～18世紀：個々の身体に集中する**権力の諸技術**が出現
=練習や訓練によって身体の有効な力を最大化する諸技術
=労働の規律的テクノロジーと呼ぶことのできるテクノロジーが配置される
- ・ 18世紀後半：規律的ではない別の権力テクノロジーの出現
適用されるもの…人間の生命=人間-種
 - ✓ **多数の人間が、監視され、調教され、利用され、場合によって罰せられるべき個々の身体となりうる**
 - ✓ **テクノロジーは、多数の人間を、誕生・死・生産・病気などのプロセスを備えた大きな塊としてとらえる**
→こちらは個別化を行うものではなく、むしろ**集団化させ、人間-種へと向けられる**ものです。十八世紀に配置された人間身体の解剖-政治のあと、この同じ世紀の終わりに、もはや人間身体の解剖-政治ではなくて、**人間種の「生政治」と呼んでもよいようなものが登場する**のです。(P242, L18-21)
↓この**生政治 (=生権力)**では、**何が問題とされるのか？**

4. **人口**

- 誕生と死亡の割合・出産率・人口の増殖

18世紀後半に、問題とされる。

- ・ 人口統計学

出生を管理する諸現象の標定を行う

風土病（人口現象としての病気）への対応

↓

公衆衛生の機能を担うようになる医学

人口の衛生教育と医学化キャンペーンの様相を呈する医学

↓

19世紀初めごろには…**老い（能力や活動の領域外になる個人）が問題になる**

→生権力は、保険・個人的および集積的貯蓄・保障のような、より繊細でより合理的なメカニズムを配置する。

- 生政治において重要な事柄

① 「人口」

法理論には、個人と社会しかない。

生政治のテクノロジーが関与するのは、個人-身体ではなく、新しい身体。

→それが、「人口」の概念

科学的・政治的な問題としての、生物学的問題としての、権力としての人口の出現。

② 考察される諸現象の性質

集合のレベルでしか、政治的・経済的効果を伴って現れることはない現象。

(個々に取り上げてみると、偶発的で予測もつかないが、集合的レベルでは確立することが容易な現象)

生政治が向けられるのは、**持続的なものとして捉えられた人口のなかで産出される偶発的諸要素**

③ 規律的メカニズムと異なる機能をもつメカニズムの配置

生政治によって配置されたメカニズムで問題となるのは、**予測・統計的評価・包括的措置**。一個人としての人間を修正するのではなく、**一般的諸現象や諸現象の包括的な部分によって決定されるところに介入**。

= 生命の状態を最適化するメカニズム

生命を、人間-種の生物学的プロセスを考慮に入れ、このプロセスに対して規律ではなく、調整を保証する

→ **調整の権力と呼んでもよいような、生かし死ぬに任せることからなる権力が現れる**

5. 死について、とくにフランコの死について

- 死がタブーになった理由

- ・ 権力のテクノロジーの変化
- ・ 18世紀末まで：死とは人が**地上の主権者の権力から彼岸の主権者の権力に移行する瞬間**だった
- ・ 生政治の誕生以降：生の終わりとしての死は、明らかに権力の終わり、限界、末端となる。**権力は、死に関わらなくなる**。
権力が影響を及ぼすことができるもの…死亡率

- フランコの死

- ・ フランコ…主権の生殺与奪権を行使してきた者
- ・ フランコの死¹…生を調整し死にほとんど関わることのない権力に倒され、自分がすでに死んだことにも死んだあとも生かされていることにも気づきもしなかった。
→ 死に対する君主的な権力と、生の調整という権力との間のショックがこの出来事に象徴されている。
↓ 2つの比較を行うと…。

6. 規律と調整の連結：労働者用団地、性現象、規範

- 規範的な技術

- ・ 身体に集中
- ・ 個体化の諸効果を産出し、有用かつ従順にすべき諸力の根源として**身体を操作**
= **様々な能力を持った有機体として身体が個体視されるテクノロジー**

¹ スペイン内戦の勝者フランシスコ・フランコは、権威主義体制を確立してスペインを統治したが、後継者として指名したカルロス皇太子は自らを「全てのスペイン人の国王」と宣言してスペイン民主化を実現させた(細田, 2010: 177)。

- 生命に集中するテクノロジー
 - ・ 人口に固有の集団的効果を取り集め、生きた集合のなかに生じうる一連の**偶発的出来事を管理**
 - ・ 個々の調教ではなく、全体的な均衡によって、何か恒常性のようなものを目指すテクノロジー
 - = **集合的な生物学的プロセスのなかに身体が据えなおされるテクノロジー**
 - ↓ **主権的権力は、これらを統治のための補足として活用していった。**
- 最初の調節…規律
 - 17世紀～18世紀初頭：学校・病院・兵舎・工房といった**限定的枠組みの中で**、監視と調教を伴う個々の身体に対する権力メカニズムの調節が起こる
 - ✓ 身体-有機体-規律-諸制度の系
- 2つ目の調節…調整
 - 18世紀末：**包括的な諸現象・人口の諸現象に対して**、人間の集合の生物学的あるいは生物-社会学的プロセスに伴う調節が起こる
 - ✓ 人口-生物学的プロセス-調整的メカニズム-国家の系
 - ↓ **これら2つの関係性は??**
 - ・ 規律・調整の2つのメカニズムは同じレベルにはない
 - ・ **両者は排除し合うことなく、たがいに連動することができる**
 - ↓ 例をみていく
- 労働者用団地
 - ・ 区分け方、諸個人の可視化、行動の規範化、都市の空間的配置自体によって行使される自然な警察的管理のようなもの
 - **規律的メカニズム**が見いだされる
 - ・ 住宅の賃貸や購入に結びついた貯蓄行動を可能にするもの、疾病保険や老年年金システム、衛生の諸規則、都市の組織が性現象（繁殖）に与える圧力、進学率など
 - **調整メカニズム**が見いだされる
- 性現象
 - ・ 身体的行為として個体を対象とする恒常的監視という形態をとる規律的管理に属する
 - ・ 人口の要素として生物学的プロセスのなかに位置づけられる
 - **規律にも属するが、調整にも属するものといえる**
 - ・ 19世紀における性現象の位置づけ：極端な医学的価値をもつものとなる
 - 規律化されず、調整されていない場合には 2つの次元で影響を与えるという医学的考えが生まれる。
 - (1) 身体
 - 性的放蕩が引き寄せるあらゆる病気によって**身体が制裁を受ける**
 - (2) 人口
 - 性的に身を持ち崩した者は問題を抱えた遺伝子を持つことになり、**後の世代まで受け継がれていくとされる。**

=退化の理論

医学とは、身体と同時に人口を、有機体と同時に生物学的プロセスを対象とする、したがって**規律的な諸効果と調整的な諸効果を及ぼすことになる権力-知**なのです。(P251, L13-14)

- 「規範」

規律的なものから調整的なものへと循環していくことを可能にするもの

身体にも、人口にも適用されるもの

規範化の社会とは、規律の規範と調整の規範とが直角に交差するようにして連結した社会なのです。(P251, L21)

7. **生権力と人種主義**

- 私たちを取り巻く権力

身体という極と人口という極を合わせ持つ生命一般を引き受けた権力のなかに私たちはいる

- 生権力が行使される場所に現れる逆説

・ 原子力的権力

原子爆弾を製造し使用する権力のなかに殺す主権的権力だけでなく、生命そのものを殺してしまう権力が作動している。

原子力的権力において行使される権力…使用されると生命を抹消しかねない

↓自分自身も…。

主権者として原子爆弾をつかうこと…生命を保証する権力 (=生権力) 足りえなくなる

→生権力の主権的権力に対する過剰が生じている。

- 人種主義

本質的に生かすことを目標とする権力が、どうして死ぬに任せることができるのか？

この部分に、人種主義が関わっている。

- 生権力

人種主義を国家のメカニズムに組み込んだもの

- 人種主義とは何なのか？

権力が引き受けた生命の領域に切れ目を入れる方法

=生きるべき者・死ぬべき者を分ける

8. **人種主義の機能と応用領域**

- 人種主義の2つの機能

① 生きたいのなら、死なせなければならないし、殺すことができなければならないというポジティブな関係を確立する機能

=戦争的な関係

② 他者の死、劣悪種の死、劣等種の死を生命一般をより健全にしていくものとみなす機能

=生物学的な関係

- 生権力における敵

政治的な意味での敵対者ではなく、**人口に対する、人口にとっての外的あるいは内的な危険**

- 国家の殺人機能

生権力があるところでは、**人種主義なしで誰かを処刑することは絶対にできない。**

=殺したければ、規範化の権力は人種主義を経由しなければならない

=主権的権力（生殺与奪権を持つ権力）が規範化のメカニズム・テクノロジーを用いたければ、人種主義を経由しなければならない。

↓これを踏まえて19世紀の言説をみていくと…。

- 広義の進化論

植民地化の諸関係、戦争の必然性、犯罪性などについて考えるために自然に用いられる

=対立、処刑、闘争、死の危険といったものが生じるたびに、人は文字通り進化論のような形でそういったもの考えるようになっていったのです。(P255, L19-20)

- 植民地化による虐殺

進化論の諸々の主題（人種主義）によってなら、可能となる。

- 戦争

自分の市民を危険に晒し、何百万人も殺させることができるようになったのは、人種主義という主題を活用する場合だけでは？

*戦争においては、2つのことが問題となる。

(1)敵対する人種、目の前にいる人種が私たちの人種にとって表している生物学的危険をも破壊すること

(2)敵対する人種を滅ぼすことによって**白人種を強化するだけでなく、白人種を再生させる方法として現れること**

→19世紀に新しい戦争の人種主義が誕生することになったといえる。

- 新しい人種主義

昔の人種主義…人種がお互いに軽蔑・憎しみあう人種主義/諸国家や階級が架空の政敵を作り出すときに用いるイデオロギー操作としての人種主義

↓私たちは、これらから程遠いところにいる。

近代的人種主義(新しい人種主義)…**生権力の行使を可能にするメカニズムの中に私たちを位置付けることに特徴を持つ。君主的権力を行使するためには、人種を、人種の抹殺を、人種の浄化を用いざるを得ない国家の機能と結びついている。**

↓その最たるものとして…。

9. ナチズム

- ナチズム

生権力のメカニズムが頂点に達したもの

- 殺人的権力

ナチスにおいては誰もが隣人の生殺与奪権を持っている。

=告発するだけで、そばにいる者を実際に殺すあるいは殺させることができるので。

- 戦争

・ ナチスでは、戦争が政治目標として掲げられている。

=**政治は戦争へ行きつかねばならない。**

・ 他人種の破壊は、計画の一側面ではない。

ナチスは、白人種を死の絶対的かつ普遍的な危険に晒そうとする。

=死ぬ危険、全面的破壊に曝されることはナチス的服従の基本的義務の中に、その政治の本質的目標の中に刻みこまれた原則の1つ。

=人口全体が死に曝されるまで行かなければならない。

- ナチス国家

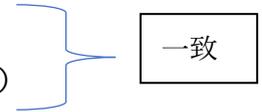
殺す権力を全般化した社会

国家に市民の生殺与奪権を与える古典的メカニズム

規律と調整を中心に組織化された新しいメカニズム（生権力のメカニズム）

→絶対的に人種主義的で、絶対的に殺人的で、絶対的に自殺的な国家。

↓このような機能は、社会主義国にもみられる。



10. 社会主義

- 社会主義国

権力の仕組み・権力のメカニズムが社会主義によって提示されない場合、資本主義国や産業国家によって構成されてきた権力のメカニズムと同じものを再配備しているように思える。

- 精神疾患患者・犯罪者や政敵

進化論タイプの人種主義が彼らに対して完全に機能している。

- 敵に対する闘争の問題

社会主義が、経済的プロセスに変化の原理を探し求めたときには、人種主義は必要とされていなかった。

敵に対する闘争が問題となったときに、人種主義が再浮上してきた。

=人種主義は、敵を殺す理由を考える唯一の様態だったから。

- 圧倒的多数の社会主義者

根っからの人種主義者だった

人種主義を経由せずして、どのようにして生権力を機能させ、同時に戦争の諸権利、殺人と死の機能を行使することができるか？が問題であった。

11. H松のまとめ

- 生殺与奪権…本質を担っているのは、死なすか、それとも生きるに任せるか、という権利

↓それに対して

- 生権力…生き「させる」、そして死ぬに「任せる」権力

↓どのように生権力が統治に関わってきたかというところ…

- 17世紀～18世紀：個々の身体に集中する権力の諸技術が出現＝個人の身体に対する規律・訓練

- 18世紀後半：規律的ではない別の権力テクノロジーの出現＝人口に対する管理・調整

- 医学：規律的な諸効果と調整的な諸効果を及ぼすことになる権力-知

→「規範」を支えるテクノロジー

↓なぜ、生かす権力である「生権力」が死ぬに任せることができるのか？

- 生権力を支えているもの＝人種主義

- 最たるものとしてのナチズム＝殺す権力を全般化した社会

- 社会主義国にもみられる

12. H松の疑問

・感染拡大状況下でのオリンピックでは、どのような行為が人口に対する敵対行為とみなされているのだろうか。感染者数を効率的に減らしたいのであれば、公衆衛生学の知見に基づいて対策をとることが政治の最重要課題になるのではないか。この状況で行われている政治は、生かさず、死ぬに任せる権力（生政治ともいえない別物）、になっているのではないかと思った。

・「人口のすべてがあまねく死に曝されてはじめて、完璧に絶滅させられるか最終的に屈服させられることになる数々の人種に対して、人口を真に優越人種として構成することができるでしょうし、これを最終的に再生することができるでしょう」（P258, L13-15）について、もう少し深く考えたいと思った。フーコーは真に優越人種として構成する条件として、全人口が死に曝されることを挙げているが、優越人種であること・全人口が死に曝されることの関係性がいまいちわからない…。

13. 参考資料

細田晴子，2010，「スペインの民主化プロセス--ファン・カルロス国王と対米関係(1969-1977年)」
『人文研究』（171），117-139.